

## Client Alert

2023 年 6 月号 (Vol.114)

1. はじめに
2. 知的財産法：総務省、改正電気通信事業法（外部送信規律・特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）に対応したガイドライン解説の公表
3. 競争法／独禁法：公取委によるインボイス制度の実施に関連した注意事例の公表及び優越的地位の濫用に対する調査
4. エネルギー・インフラ：GX 推進法・GX 脱炭素電源法の成立
5. 労働法：三位一体の労働市場改革の指針の公表について
6. 会社法：2023 年 6 月総会に向けた留意点
7. 危機管理・コンプライアンス：改正景品表示法の成立
8. 一般民事・債権管理：相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープランの公表について
9. M&A：コア業種の追加に関する外為法関連告示の改正が適用開始
10. キャピタル・マーケット：米国 SEC による自己株式取得に係る開示規制の改正
11. 税務：国税庁、信託型ストックオプションに関する設問を含むストックオプションに対する課税（Q&A）を公表
12. 中国・アジア（中国）：「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」の公布
13. 新興国（UAE）：外国資本の誘致に向けた商業代理店法の改正
14. 国際訴訟・仲裁：英国が調停に関するシンガポール条約に署名
15. 国際通商：広島サミット後－G7 のロシア中国対抗枠組み・中国によるマイクロ製品調達禁止

### 1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2023 年 6 月号 (Vol.114) を作成いたしました。実務における一助となれば幸いです。

### 2. 知的財産法：総務省、改正電気通信事業法（外部送信規律・特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）に対応したガイドライン解説の公表

総務省は、2023 年 5 月 18 日に、改正した「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」及びその解説を、改正案に関するパブリックコメントに対する考え方と併せて[公表](#)しました。

## Client Alert

2023年6月16日に施行される2022年改正電気通信事業法では、①端末に記録された利用者に関する情報の外部への送信に関する規律（外部送信規律）、②大規模な事業者が取得する利用者情報の適正な取扱いに係る規律（特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律）が導入されました。改正ガイドライン解説では、この2つの新しい規律に関して、具体的な適用対象や、事業者に求められる対応等の詳細が記載されています。

①外部送信規律は、一定のWebサービス・アプリサービスを提供する事業者において、利用者の端末に記録された利用者情報を外部に送信させる場合に、利用者に通知・公表等を行うことにより確認の機会を付与する義務を課す規律です。外部送信規律の適用対象は、(a)電気通信事業者を営む者であって、かつ、(b)「利用者の利益に及ぼす影響が少なくないもの」として総務省令で定められた電気通信サービスを提供する事業者に適用されること、改正ガイドライン解説では、いずれについても具体例や判断のポイントを説明しています。特に、電気通信事業を営む者の要件である「他人の需要に応ずるため」に当該電気通信役務を提供しているか、という論点については、パブリックコメントでも複数の意見が寄せられ、それに対して総務省の考え方が示されました。また、ウェブサイト・アプリで公表により確認の機会を付与する場合に、その方法について一定程度の柔軟性を認める考え方も示されました。

②特定利用者情報の適正な取扱いに係る規律は、一部の大規模な電気通信サービス（利用者数が、無料のサービスについては1,000万以上、有料のサービスについては500万以上）から告示によって個別に指定された対象事業者について、「情報取扱規程」の策定と届出、「情報取扱方針」の策定と公表等のガバナンス強化の義務を課す規律です。改正ガイドライン解説では、利用者数のカウントに関する考え方を具体的な事例に即して解説しており、また、「情報取扱規程」「情報取扱方針」について記載すべき事項等についても詳しく記載しています。

パートナー 小野寺 良文

☎ 03-5223-7769

✉ [yoshifumi.onodera@mhm-global.com](mailto:yoshifumi.onodera@mhm-global.com)

パートナー 田中 浩之

☎ 03-6266-8597

✉ [hiroyuki.tanaka@mhm-global.com](mailto:hiroyuki.tanaka@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 呂 佳叡

☎ 03-6266-8995

✉ [kaei.ro@mhm-global.com](mailto:kaei.ro@mhm-global.com)

## Client Alert

## 3. 競争法／独禁法：公取委によるインボイス制度の実施に関連した注意事例の公表及び優越的地位の濫用に対する調査

## (1) インボイス制度の実施に関連した注意事例の公表

適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）が2023年10月から開始されること、公取委は、昨年1月に、関係省庁と共同インボイス制度の対応に関するQ&Aを作成し、免税事業者<sup>1</sup>とその取引先との間で起こり得る独占禁止法・下請法上問題となり得る行為類型を以下のとおり明らかにしています。

- ① 取引対価の引下げ：取引上優越した地位にある買手事業者（「買手」）が、免税事業者との取引で、仕入税額控除ができないことを理由に著しく低い（免税事業者が負担していた消費税額も支払えないような）取引価格を設定すること
- ② 成果物の受領拒否・返品：買手が仕入先が免税事業者であることを理由に商品の受領拒否をすることや、返品条件が明確ではなく仕入先にあらかじめ計算できない不利益を与える返品・その他正当な理由のない返品をすること
- ③ 協賛金等の負担の要請等：買手が、免税事業者である仕入先に対し取引価格の据置きを受け入れる代わりに、協賛金等の名目で金銭の負担をさせ、仕入先にあらかじめ計算できない不利益又は合理的な範囲を超えた負担を与えること
- ④ 購入・利用強制：買手が、免税事業者である仕入先に対し取引価格の据置きを受け入れる代わりに、仕入事業者が事業遂行上必要としない若しくは購入を希望しない商品の購入要請をすること
- ⑤ 取引の停止：買手が、免税事業者である仕入先に対し、著しく低い取引価格を設定し不当に不利益を与えることとなる場合において、これに応じない仕入先との取引を停止すること
- ⑥ 登録事業者となるような懲罰等：課税事業者が、取引先の免税事業者に対し、課税事業者にならなければ取引先価格を引き下げるとか、取引を打ち切る等と一方的に通告すること

2023年5月、公取委は、上記⑥の類型に該当し独禁法違反につながるおそれがある行為があったとして、当該行為を注意事例として公表しました。注意事例では、「イラスト制作業者」と「イラストレーター」、「農産物加工品製造販売業者」と「農家」、「人材派遣業者」と「翻訳者・通訳者」等の事業者間取引において、発注事業者が取引先の免税事業者に対し、インボイス制度実施後に課税事業者に転換しない場合、消費税相当額を取引価格から引き下げると文書で伝える等一方的に通告を行った事例があり、公取委がこれらの発注事業者に対し、独禁法違反行為の未然防止の観点から注意を行ったことが明らかにされています。

公取委は、同年5月の時点で10件程度、インボイス制度の施行に関連した独禁法・下請法違反行為の未然防止のための注意を行っているとのことですが、インボイス制度

<sup>1</sup> 基準期間（個人の場合は前々年、法人の場合は前々事業年度）における課税売上高が1,000万円以下の事業者で、消費税の納税義務が免除される制度（事業者免税点制度）の適用を受ける事業者

## Client Alert

の施行時期が近づくとつれ、公取委への相談・申告も増えることが予想されます。各事業者においては、Q&A を改めて見直し、また今回の注意事例も参考にする等して、免税事業者との取引や交渉が独禁法・下請法違反行為とならないよう、留意する必要があります。

### (2) 公取委の優越的地位の濫用に対する調査

[Client Alert 2023年1月号 \(Vol.109\)](#)にてご紹介したとおり、公取委は、2022年2月に「優越的地位濫用未然防止対策調査室」の設置、同年5月に「優越Gメン」の体制創設、同年6月から年末にかけて優越的地位の濫用の緊急調査（「令和4年調査」）をする等、優越的地位の濫用に関する調査・執行体制を強化しています。今回、公取委は、2023年5月30日に、令和4年調査の結果等を踏まえ、労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の価格転嫁が適切に行われているか等を把握するための更なる調査として特別調査を実施することを発表しました。公取委は既に11万名を超える事業者に対して調査票を発送したと公表しており、また、調査票が届いていない事業者であっても調査に参加することができるよう、公正取引委員会のウェブサイト上に特設ページが開設されています。

公取委は、今後、上記の書面調査等の結果を踏まえ、①必要に応じて発注者向けの書面調査も実施するほか、②発注事業者と受注事業者との間で協議を経ない取引価格の据置き等が疑われる事案について立入調査を実施すると公表しています。また、現段階では言及されていないものの、これらに加え、令和4年調査と同様に、③報告命令（独禁法40条）<sup>2</sup>による間接強制力のある調査も行われる可能性があります。

また、公取委は、2023年6月1日、令和4年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果を公表しました。同調査結果によれば、公取委は、荷主と物流事業者合わせて7万名ほどの事業者に書面調査を行い、101名の荷主に対し立入調査を実施し、当該調査結果を踏まえて独禁法上の問題につながるおそれのあった777名の荷主に対し、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書を送付しています。

公取委は、2022年5月25日にも、同様に令和3年度における荷主と物流事業者との取引に関する調査結果を公表していますが、当該調査における立入調査が19件だったことと比較すると、今回の立入調査の件数は約5倍強となっており、立入調査がより活発に行われるようになっていくことがわかります。

上記のように、公取委は今年も引き続き優越的地位の濫用の調査・執行への積極的な姿勢を見せており、また感染症対策の緩和もあって立入調査の件数も増加しています。ひとたび調査の対象になると、公取委による調査の進行は早く、これに全社的に対応する負担は軽くありません。問題が発見された場合には、改善措置が必要となることに加え、企業名の公表や、排除措置命令のような正式処分につながるおそれもあります。企業としては、いま一度、自社において優越的地位の濫用と評価されかねない慣行や取引実態が生じていないかを点検することが推奨されます。

<sup>2</sup> 独禁法47条に基づく報告命令とは異なり、実態調査等具体的な事件調査とは関係なく行われる調査において、任意の調査では情報収集が困難な場合に発出されるものです。

## Client Alert

パートナー 宇都宮 秀樹  
☎ 03-5223-7784  
✉ [hideki.utsunomiya@mhm-global.com](mailto:hideki.utsunomiya@mhm-global.com)

カウンセラー 竹腰 沙織  
☎ 03-6266-8903  
✉ [saori.takekoshi@mhm-global.com](mailto:saori.takekoshi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 後潟 伸吾  
☎ 092-739-8144 (福岡)  
✉ [shingo.ushirogata@mhm-global.com](mailto:shingo.ushirogata@mhm-global.com)

#### 4. エネルギー・インフラ：GX 推進法・GX 脱炭素電源法の成立

第 211 回通常国会において、2023 年 5 月 12 日には、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（「GX 推進法」）<sup>3</sup>が、2023 年 5 月 31 日には、脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（「GX 脱炭素電源法」）<sup>4</sup>が、それぞれ可決<sup>5</sup>、成立しました。これらの法律は、いずれも 2022 年 12 月に岸田文雄内閣総理大臣が議長を務める GX 実行会議において取りまとめられた「GX 実現に向けた基本方針」<sup>6</sup>の内容を踏まえて、策定されたものになります。

##### (1) GX 推進法

GX 推進法は、日本の脱炭素成長型経済構造への円滑な移行を推進し、2050 年カーボンニュートラル達成と産業競争力強化・経済成長を同時に実現すべく、(i)GX 推進戦略の策定・実行、(ii)GX 経済移行債の発行、(iii)成長志向型カーボンプライシングの導入（炭素に対する賦課金の導入、発電事業者に対する排出量取引制度における排出枠の有償割当制度の導入）、(iv)GX 推進機構の設立といった施策を実施し、その進捗評価と必要な見直しを行うことをその内容としています。

特に注目すべき点は、10 年間で約 20 兆円規模<sup>7</sup>の GX 経済移行債の発行、その償還原資となる財源を確保するための 2028 年度からの化石燃料の輸入事業者等を対象とする炭素に対する賦課金の導入、GX リーグにおける排出量取引制度

<sup>3</sup> GX 推進法については、[Carbon Credit Bulletin 2023 年 3 月号 \(Vol.6\)](#) にてその内容をより詳しく解説しておりますので、ご参照ください。

<sup>4</sup> GX 脱炭素電源法については、[Energy & Infrastructure Bulletin 2023 年 5 月号 \(Vol.35\)](#) にて、その内容のうち再生可能エネルギー特別措置法と電気事業法に関する点を中心に、より詳しく解説しておりますので、ご参照ください。

<sup>5</sup> GX 推進法は、参議院で一部修正されています。

<sup>6</sup> 当該基本方針については、[Carbon Credit / Energy & Infrastructure Bulletin 2023 年 2 月号](#)にてその内容を詳しく解説しておりますので、ご参照ください。

<sup>7</sup> なお、GX 推進法自体は、「各年度の予算をもって国会の議決を経た金額の範囲内で」（GX 推進法 7 条 1 項）と規定しており、具体的な金額の明示はしていません。

## Client Alert

(GX-ETS)<sup>8</sup>と紐付ける形での2033年度からの電気事業者に対する有償排出枠の割当制度の導入が、それぞれ予定されていることです。

GX 経済移行債の交付対象となる事業を実施する事業者にとってはビジネスチャンスの拡大が期待できる一方で、炭素に対する賦課金、排出枠有償割当の対象となる輸入事業者等や電気事業者は、将来の制度導入を見越して脱炭素を推進していく必要があります。

### (2) GX 脱炭素電源法

GX 脱炭素電源法は、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するための制度整備を目的として、(i)地域と共生した再生可能エネルギーの最大限の導入促進と、(ii)安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、電気事業法、再エネ特措法、原子力基本法、炉基法、再処理法といった関連法令の改正を行うものです。

上記(i)の点については、太陽電池の出力増加時のルールの見直しといった再生可能エネルギーの導入促進につながる改正のほか、説明会等の地域住民に対する事前周知のFIT/FIP 認定要件化、委託先・再委託先への監督義務の明記を含む認定事業者の責任の明確化、法令等や認定計画の違反があった場合のFIT/FIP 交付金の積立命令や返還命令、事業譲渡の際の手続強化等、主として地域との共生を念頭にといった規制の強化も盛り込まれています。

これにより、太陽光パネルの貼り替えや増設が実施しやすくなる一方で、新規でFIT/FIP 認定を取得する場合や既存のプロジェクトの譲渡に当たって充足すべき要件が厳格化され、また、法令等や認定計画の違反があった場合、最悪のケースではFIT/FIP 交付金の返還が求められるおそれもあるため、法令遵守や地域社会とのコミュニケーション等を、より一層重視していく必要があります。

GX 推進法は、一部の規定を除き公布の日から3ヶ月を超えない範囲内において政令で定める日から（同法附則1条）、GX 脱炭素電源法は、一部の規定を除き令和6年4月1日から（同法附則1条）、それぞれ施行が予定されています。

パートナー 小林 卓泰

☎ 03-5223-7768

✉ [takahiro.kobayashi@mhm-global.com](mailto:takahiro.kobayashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 山路 諒

☎ 03-6213-8126

✉ [ryo.yamaji@mhm-global.com](mailto:ryo.yamaji@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 鮫島 裕貴

☎ 03-5220-1858

✉ [yuki.sameshima@mhm-global.com](mailto:yuki.sameshima@mhm-global.com)

<sup>8</sup> GX-ETS の内容については、[Carbon Credit Bulletin 2023 年 2 月号 \(Vol.5\)](#) にてその内容を詳しく解説しておりますので、ご参照ください。

## Client Alert

## 5. 労働法：三位一体の労働市場改革の指針の公表について

令和5年5月16日、内閣官房は、「三位一体の労働市場改革の指針」（「本指針」）を公表しました。本指針は、新しい資本主義実現会議における議論の結果を集約したものであり、働き方が大きく変化し、「キャリアは会社から与えられるもの」から「一人ひとりが自らのキャリアを選択する」時代となってきたことを前提に、以下の目標が掲げられています。

- ・ 三位一体の労働市場改革を進めることで、構造的賃上げを通じ、同じ職務であるにもかかわらず、日本企業と外国企業間に存在する賃金格差を、国ごとの経済事情の差を勘案しつつ、縮小することを目指す。あわせて、性別、年齢等による賃金格差の解消を目指す。
- ・ また、我が国の場合、これまでは転職前後の賃金を比較すると、転職後に賃金が減少する傾向が見られた。内部労働市場と外部労働市場の形成とそのシームレスな接続により、転職により賃金が増加する者の割合が減少する者の割合を上回ることを目指す。
- ・ 官民でこれらの進捗状況を確認しつつ、改革の取組を進める。

具体的に三位一体として挙げられている改革としては、①リ・スキリングによる能力向上支援、②個々の企業の実態に応じた職務給の導入、③成長分野への労働移動の円滑化の3つです。①としては、個人への直接支援の拡充、日本企業の人への投資の強化の必要性等、②としては、職務給の個々の企業の実態に合った導入、給与制度・雇用制度の透明性の確保等、③としては、失業給付制度の見直し、退職所得課税制度等の見直し等が挙げられています。

今後、法規制やガイドライン策定等による更なる具体化も想定されますので、企業としてはこれらの動向に注視が必要となります。

パートナー 荒井 太一

☎ 03-5220-1853

✉ [taichi.arai@mhm-global.com](mailto:taichi.arai@mhm-global.com)

アソシエイト 澤 和樹

☎ 03-6212-8387

✉ [kazuki.sawa@mhm-global.com](mailto:kazuki.sawa@mhm-global.com)

## Client Alert

### 6. 会社法：2023年6月総会に向けた留意点

2023年6月に入り、3月決算会社の6月の定時株主総会に向けた準備が本格化しています。本年6月の定時株主総会に向けた主な留意点は、以下のとおりです。

#### 1. 新型コロナウイルス感染症対策について

2020年以降、定時株主総会の運営実務は新型コロナウイルス感染症対策の影響を強く受けてきました。しかしながら、2023年5月には、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行され、また日常生活や経済活動も正常化の動きが相当程度見られていることから、各社においては、短縮化していた議事の充実化や株主に対するマスク着用の要請のトーンの見直し等が必要となります。なお、2023年3月30日には、経済産業省及び法務省が公表している「株主総会運営に係るQ&A」(「Q&A」)が更新され、今後、新型コロナウイルス感染症拡大防止を理由として従前Q&Aで掲げられた各措置をとることが直ちに否定されるものではないものの、新型コロナウイルスの感染状況等が変化していることを踏まえながら、株主の権利等にも十分に留意しつつ、事案ごとに個別的に判断されることになる、との見解が示されていますので、その点にも留意が必要です。

#### 2. 電子提供措置制度に関連する動向について

上場会社では株主総会資料の電子提供措置制度の採用が義務付けられたため、総会当日の議事運営上も、それを踏まえた工夫が必要です。各社における株主総会招集通知の構成(株主総会資料のうちアクセス通知以外の事項をどこまで書面で任意送付するか)次第ではありますが、例えば、従前、総会当日の議事運営上「お手元の招集通知●頁に記載のとおり、」と招集通知上の掲載箇所を指摘していた会社では、議長からの説明や質疑応答の円滑な進行のため、①説明に必要な株主総会資料を纏めたスライドを事前に作成し投影する、②自社のウェブサイトに掲載している電子提供措置事項を株主の手元で確認してもらうのであれば、指摘しているファイル名を明確に特定する、③自社のウェブサイトに掲載している電子提供措置事項をスクリーンに投影できるような準備をする、といった工夫の検討が求められます。

以上のほか、本年3月末日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書からは、改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令(「開示府令」)が適用され、サステナビリティ情報やコーポレートガバナンスに関する情報、政策保有株式に関する情報に関する開示の拡充が求められるため、株主から総会当日にこれに関連した質問が出されることも予想されます。

各社は、新型コロナウイルス感染症対策や電子提供措置制度をめぐる他社の動向を注視するとともに、開示府令等の関連法規の改正動向にも配慮して、当日に向けた対応を本格化する必要があります。



## Client Alert

<参考資料>

経済産業省、法務省：「株主総会運営に係る Q&A」

[https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi\\_sokai\\_qa.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/kabunushi_sokai_qa.html)

パートナー 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ [yusuke.ishii@mhm-global.com](mailto:yusuke.ishii@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 香川 絢奈

☎ 03-5220-1847

✉ [ayana.kagawa@mhm-global.com](mailto:ayana.kagawa@mhm-global.com)

## 7. 危機管理・コンプライアンス：改正景品表示法の成立

改正景品表示法（「改正法」）が、2023年5月10日、参議院本会議で可決・成立しました。今回の改正は、景品表示法違反の端緒件数の増加や事件処理期間の長期化等の課題に応じて、確約手続の導入、直罰規定の新設、課徴金制度の見直し等を内容としており、大きな改正となります。

改正法の主な改正事項は、①事業者の自主的な取組の促進、②違反行為に対する抑止力の強化、③円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等に分類されるところ、その概要は以下のとおりです。

### I 事業者の自主的な取組の促進

#### 1 確約手続の導入

これまで、意図せずに不当表示を行った事業者が、表示の改善等の自主的な取組を積極的に行おうとする場合のように、事業者の自主的な取組を促した方がより早期に是正が図られると考えられる事案であっても、仮に違反行為が認められれば、措置命令や課徴金納付命令の対象となり、景品表示法上採り得る手段が限られていました。そのため、改正法は、今回新たに、独占禁止法で既に導入されている確約手続を参照し、景品表示法にも同様の確約手続を導入しました（改正法 26～33 条）。具体的には、内閣総理大臣（消費者庁長官に委任されると考えられます。以下同じ。）は、景品表示法に違反する行為があると疑うに足りる事実がある事業者に対し、その疑いの理由となった行為の概要等を通知することができ、当該事業者は、通知を受けてから 60 日以内に、是正措置計画を作成・申請することができます。内閣総理大臣は、当該計画が是正措置として十分であり、確実に実施されると見込まれる場合には、認定をし、認定を受けた事業者は、措置命令及び課徴金納付命令の適用を免れることができるようになります。但し、是正措置計画に沿って是正措置が実施されていない場合には、事後的に認定が取り消されることとなります。

## Client Alert

### 2 課徴金制度における返金措置の弾力化

事業者が所定の手続に従って消費者に対する返金措置を実施した場合には、課徴金を減額する返金措置の制度が従来から存在していたものの、ほとんど利用されてきませんでした。そのため、改正法は、金銭に加えて新たに、第三者型前払式支払手段（いわゆる電子マネー等）も返金方法として認めることとしました（改正法 10 条）。

### II 違反行為に対する抑止力の強化

#### 1 課徴金制度の見直し

課徴金は売上額を基礎として算出される（対象期間の売上額の 3%）、消費者庁による調査に際して、適切に売上額を報告できない事業者が存在しました。そのため、改正法は、そのような事業者に対しても迅速に課徴金納付命令を行うことができるように、事業者が、景品表示法に基づき、課徴金の計算の基礎となるべき事実の報告を求められたにもかかわらず、その報告をしないときは、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額を、内閣府令で定める合理的な方法により推計できる旨の規定を新設しました（改正法 8 条 4 項）。また、景品表示法違反行為を繰り返し行う事業者に対する抑止力を強める観点から、過去 10 年以内に、課徴金納付命令を受けた事業者に対し、課徴金の額を 1.5 倍（対象期間の売上額の 4.5%）にする旨の規定も新設されました（改正法 8 条 5、6 項）。

#### 2 罰則規定の拡充

これまで、景品表示法は、優良誤認表示・有利誤認表示に対する直接の制裁として、（措置命令に違反した場合には罰則の対象になるものの）行政処分である措置命令や課徴金納付命令を規定していました。しかし、改正法は、より悪質な事案に対応できるよう、優良誤認表示・有利誤認表示に対し、直接、100 万円以下の罰金を科す直罰規定を新設しました（改正法 48 条）。法人等に対する両罰規定も併せて新設されています（改正法 49 条）。

### III 円滑な法執行の実現に向けた各規定の整備等

改正法は、上記の改正に加え、適格消費者団体が、事業者が現にする表示が優良誤認表示・有利誤認表示行為に該当すると疑うに足りる相当な理由がある場合、当該事業者に対し、その理由を示して、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の開示を要請することができることとしました（改正法 35 条）。事業者は、営業秘密が含まれる場合その他の正当な理由がある場合を除き、この要請に応じる「努力」義務を負うこととなります。なお、外国執行当局に対する情報提供制度（改正法 41 条）等も新たに創設されています。

改正法は、公布から 1 年半以内に施行される予定です。不当表示に対する消費者の視線はますます厳しくなっており、今回、直罰規定の新設や課徴金制度の見直しにより制裁が強化されたことから、企業としては不当表示のリスクに一層配意する必要があります。また、改正法により新たに導入された確約手続は、今後の不当表示事案の対応に大きな影響を与えることが予想されるものの、その対象、是正措置計画の内容や公表の

## Client Alert

有無等、現時点では必ずしも明確ではありません。改正法の前提となった、消費者庁の景品表示法検討会の報告書では、独占禁止法の運用を参考にしつつ、ガイドライン等で明確化を図るべき旨が記載されており、引き続き、消費者庁の指針等の動向を注視する必要があります。

パートナー 藤津 康彦  
☎ 03-6212-8326  
✉ [yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com](mailto:yasuhiko.fujitsu@mhm-global.com)  
シニア・アソシエイト 千原 剛  
☎ 03-5223-7798  
✉ [go.chihara@mhm-global.com](mailto:go.chihara@mhm-global.com)

## 8. 一般民事・債権管理：相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープランの公表について

法務省は、令和6年4月1日から施行される相続登記の申請義務化（不動産登記法の改正）について、令和6年3月22日、新制度の開始に向けた環境整備策や予定している運用上の取扱い等を明らかにして国民に新制度の十分な理解と適切な対応を促すことを目的として、「相続登記の申請義務化の施行に向けたマスタープラン」を公表しました。同改正の内容及びマスタープランの主な概要は以下のとおりです。

### ① 相続登記申請義務化の概要

令和6年4月1日から施行される予定の新不動産登記法（「新法」）の内容は以下のとおりです。

- (i) 相続等により不動産を取得した相続人は、自己のために相続の開始があったことを知り、かつ、当該不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を申請しなければならない（新法76条の2・1項）。
- (ii) 遺産分割により不動産を取得した相続人についても、遺産分割の日から3年以内に、相続登記を申請しなければならない（新法76条の2・1項前段、2項、76条の3・4項）。
- (iii) 正当な理由がないのに、上記(i)又は(ii)の申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象になる（新法164条）。
- (iv) 令和6年4月1日より前に開始した相続によって不動産を取得した場合であっても、相続登記をしていない場合には、相続登記の申請義務の対象となる。但し、3年間の猶予期間が設けられており、猶予期間中に相続登記を行えば、過料の適用対象となることはない（改正附則5条6項）。
- (v) 相続人申告登記の申出をした者は、(i)の申請義務を履行したものとみなされる（新法76条の3・1項、2項）。もっとも、上記(ii)の申請義務（遺産分割後の申請義務）については相続人申告登記の申出によって履行することはできない（新法76条の3・2項かつこ書き。相続人申告登記制度の新設）。

## Client Alert

## ② 相続登記の申請義務化に向けて進める環境整備

相続登記の申請義務化は、国民に新たな負担を課すものであることから、円滑な新制度開始に向けた対応について、マスタープランにおいては、令和6年4月1日に先立ち以下の取組が進められるとされています。

- ・相続登記促進のための、一定の場合（評価額が100万円以下の土地の相続登記、相続人が登記せずに死亡した場合）の登録免許税の免税
- ・法務省によるハンドブックの作成及びその法務局ホームページでの公表（2022年12月実施）
- ・全国の法務局・地方法務局における、電話・ウェブ会議・対面の各方式を用いた相続登記の手続案内の効果的な実施及び司法書士等の専門資格者等との連携による相談先等の情報提供
- ・より簡便な制度である、相続人申告登記制度（上記①(v)）が利便性の高い制度となるための運用方針の明示

## ③ 相続登記の申請義務化の運用方針の決定

今後、相続登記の申請義務化について具体的な運用や手続を規定する法務省令及び通達が公表されるに先立ち、マスタープランにおいては、以下のとおりの運用方針が謳われています。

- ・登記官が、相続登記の申請義務に違反したことにより過料に処せられる者を認知して管轄地方裁判所に通知をする際、相当の期間を定めて申請をすべき旨を催告したにもかかわらず「正当な理由」がなく申請がされない場合に限る
- ・公平性の観点から、申請義務に違反した者の把握については、登記官が登記申請の審査の過程等で把握した情報により行う
- ・登記官が「正当な理由」については登記官が具体的な事情に基づき判断するが、「正当な理由」があると認められる場合としては、数次相続が発生して相続人が極めて多数に上りかつ相続人の把握等に多くの時間を要する場合や、遺言の有効性や遺産の範囲が争われており不動産の帰属主体が明らかにならない場合等が考えられる

## ④ まとめ

相続登記の申請義務化に関する新法が施行される2024年4月まで、既に1年を切っており、新法及び上記マスタープランや今後公表される法務省令や通達に則って適切な対応を行うことが求められます。

パートナー 濱 史子

☎ 03-5220-1802

✉ [fumiko.hama@mhm-global.com](mailto:fumiko.hama@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 木村 純

☎ 03-5220-1837

✉ [jun.kimura@mhm-global.com](mailto:jun.kimura@mhm-global.com)

## Client Alert

## 9. M&amp;A：コア業種の追加に関する外為法関連告示の改正が適用開始

令和5年4月24日、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、外国為替及び外国貿易法（「外為法」）関連告示の改正が行われ、新たに以下の業種がコア業種に追加されました。

肥料（塩化カリウム等） 輸入業	永久磁石 製造業・素材製造業
工作機械・産業用ロボット 製造業等	半導体 製造装置等の製造業
蓄電池 製造業・素材製造業	天然ガス 卸売業
金属鉱産物 製錬業	船舶の部品 エンジン等の製造業
金属 3D プリンター 製造業・金属粉末の製造業	

今般、当該改正の経過措置期間が経過し、令和5年5月24日から、当該改正後の関連告示の適用が開始されました。これにより、外国投資家が事前届出を行う必要のある対内直接投資等の範囲が拡大されたため、外国投資家が関与する M&A 取引等を実施する際には留意が必要となります。

なお、今回の改正に伴い、財務省は、令和5年5月19日、事前届出等の要否を判断する際の便宜のために作成している「本邦上場会社の外為法における対内直接投資等事前届出該当性リスト」の改訂版を公表しています。

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 立元 寛人

☎ 03-5293-4871

✉ [hirototo.tatemoto@mhm-global.com](mailto:hirototo.tatemoto@mhm-global.com)

## 10. キャピタル・マーケット：米国 SEC による自己株式取得に係る開示規制の改正

2023年5月3日、米国証券取引委員会（「SEC」）は、自己株式取得に関して、開示規制の改正を行いました（「本改正」）。本改正は、自己株式取得が企業の収益管理や経営者の報酬増加のために利用され得ることへの懸念があるとの指摘を踏まえた上で、投資家が市場における発行体の自己株式取得に係る動きや自己株式取得の理由・目的をよりよく理解できるように、また、投資家が役員報酬、自己株式の処分及び自己株式取得の関係について理解することを可能とするために、新たな情報開示を義務付けることにより、かかる懸念に対処しようとするものです。

## Client Alert

現行ルールでは、米国会社の発行体は四半期ごとに、外国民間会社（「FPI」）は1年ごとに、それぞれの継続開示書類において自己株式取得に係る情報の開示が求められており、具体的には、自己株式取得に係るデータを月次ベースで集計し、当該自己株式取得に係る計画又はプログラムに関する詳細な情報を開示する必要があるとされてきました。

本改正では、米国会社の発行体は、四半期ごとに、自己株式取得のデータを日次ベースで集計の上、当該情報を継続開示書類の添付書類として開示することが義務付けられます。他方、FPIは、今後新設される開示様式である Form F-SR において、四半期ごとに当該情報を開示することが求められます。また、自己株式取得の目的・理由や自己株式取得の金額にあたり用いられる基準、自己株式取得に係る計画・プログラムにおける役員による株式売買に関する方針・手順（当該取引に対する制限を含む）、公表された自己株式取得に係る計画・プログラム以外で取得された株式の数や当該取得に係る取引の性質（市場取引、自己株 TOB 等）等についても開示することが求められます。

本改正により、米国において継続開示義務を負う FPI は、2024 年 4 月 1 日以降に開始する第 1 四半期から、上記の Form F-SR を用いた四半期ごとの報告が求められ、また、最初の Form F-SR が提出された後に提出される Form 20-F から本改正を反映した年次での報告が求められますので、Form 20-F を提出している日本企業においては、本改正の内容を踏まえた対応を行う必要があります。また、日本の金商法上の開示規制は、SEC の開示規制を参考に策定されているものも多く、こうした米国での動きは、日本の今後の法令改正等に影響する可能性もあるため、引き続き動向を注視する必要があります。

パートナー 鈴木 克昌

☎ 03-6212-8327

✉ [katumasa.suzuki@mhm-global.com](mailto:katumasa.suzuki@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 森田 理早

☎ 03-6213-8124

✉ [risa.morita@mhm-global.com](mailto:risa.morita@mhm-global.com)

## 11. 税務：国税庁、信託型ストックオプションに関する設問を含むストックオプションに対する課税（Q&A）を公表

2023 年 5 月 30 日、国税庁は、ストックオプションに対する課税（Q&A）を公表しました。同 Q&A では、税制非適格及び税制適格のストックオプションの課税関係について類型ごとに解説が行われており、実務上関心が高い、信託型ストックオプションに関する課税関係についても説明されています。

信託型ストックオプションについては、従来、役職員がストックオプションの行使により取得した株式を譲渡したタイミングで一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式

## Client Alert

等に係る譲渡所得等と整理すれば足りるとの考え方が実務上存在しましたが、2023年2月20日の衆議院予算委員会において、国税庁から、信託型ストックオプションは、ストックオプションを行使した日の属する年分の給与所得に該当し、源泉税の納付が必要となる旨の説明がなされていたため、話題となっていました。

今回のストックオプションに対する課税（Q&A）では、信託型ストックオプションは税制非適格ストックオプション（信託型）と整理され、当該衆議院予算委員会での国税庁の説明と同様の立場から説明がされています。

なお、国税庁は、同じく2023年5月30日にストックオプションの課税関係に関する事項を含む「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）の一部改正（案）を公表した上で、6月29日までの間、パブリックコメントを求めています。

## &lt;参考資料&gt;

ストックオプションに対する課税（Q&A）（国税庁 HP）

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shotoku/shinkoku/230428/pdf/01.pdf>

「租税特別措置法に係る所得税の取扱いについて」（法令解釈通達）等の一部改正（案）に対する意見公募手続の実施について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=410050035&Mode=0>

パートナー 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ [atsushi.oishi@mhm-global.com](mailto:atsushi.oishi@mhm-global.com)

アソシエイト 中村 太智

☎ 03-5293-4925

✉ [taichi.nakamura@mhm-global.com](mailto:taichi.nakamura@mhm-global.com)

## 12. 中国・アジア（中国）：「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」の公布

2023年4月26日、中国において「間諜防止法（スパイ防止法）2023 改正」（「本法」）が公布されました。本法は2023年7月1日から施行されます。本法は、2014年に施行された現行の「間諜防止法」に対する初の改正で、主な改正点は以下のとおりです。

まず、スパイ行為の範囲について、国家秘密・情報に加え、「そのほかの国家の安全と利益にかかわる文書、データ、資料、物品」を窃取、偵察、買収又は不法に提供する行為もスパイ行為に含むと規定されました（4条）。

## Client Alert

また、国家機関、人民団体、企業、事業組織及びその他の社会組織は、当該組織の人員に対して国家安全保護に関する教育を行う等の国家安全防止やスパイ活動防止措置を実施すべきと規定されています（12条）。

さらに、国家安全機関のスパイ活動防止行政法執行や調査の権限等について、根拠規定が明記されました。具体的に、関係個人及び組織の電子設備、施設、プログラム及びツールの調査、関係する文書、データの閲覧と調査、本法に違反する人員の召喚と調査、スパイ行為の疑いがある人員の関連財産情報の照会や出入国禁止等の根拠規定が明記されました（25～35条）。

なお、本法では、個人のスパイ行為実施について、犯罪を構成する場合は刑事責任を追及し、犯罪を構成しない場合は警告又は15日以下の行政拘留の処罰のほか、罰金を単独で又は併せて科すことができる旨、また、企業や組織等の場合は、単位に対して罰金を科すほか、直接責任者に対する処罰も規定されています。さらに、外国の人員が本法に違反した場合については、国家安全主管部門は期限付出国命令に処し、かつ入国不許可の期限を決定することができ、所定期間内に出国しなかった場合は国外送還ができると規定されています（66条）。

パートナー 江口 拓哉

☎ 06-6377-9402（大阪）

✉ [takuya.eguchi@mhm-global.com](mailto:takuya.eguchi@mhm-global.com)

パートナー 森 規光

☎ +86-10-6590-9292（北京）

✉ [norimitsu.mori@mhm-global.com](mailto:norimitsu.mori@mhm-global.com)

外国弁護士 崔 俊

☎ 03-6212-8368

✉ [jun.cui@mhm-global.com](mailto:jun.cui@mhm-global.com)

### 13. 新興国（UAE）：外国資本の誘致に向けた商業代理店法の改正

UAEでは、外国資本の誘致を目的とした重要な法改正の流れを引き継ぎ、この度40年来の歴史を持つ商業代理店法が大きく改正されます。商業代理店法とは、UAEにおいて現地企業を代理店として事業を行う場合に適用される法律です。

2022年12月15日、Federal Law No. 3 of 2022 Regulating Commercial Agencies（「新代理店法」）が制定され、従来のFederal Law No. 18 of 1981 Regulating Commercial Agencies（「旧代理店法」）に置き換えられました。新代理店法は2023年6月15日に施行される予定です。以下では改正の大きな3つのポイントをご紹介します。

#### ① 商業代理人の種類を拡充

旧代理店法では、(i) UAE国民、(ii) UAE国民が100%保有する非公開会社、(iii) UAE国民の持株比率が51%以上の公開会社、及び(iv) (iii)の公開会社が保有する非公開会社が



## Client Alert

商業代理人として活動することが認められていましたが、新代理店法ではこれに加えて UAE 国民が持分を有しない外国企業であっても、UAE 内にまだ商業代理店が存在せず、過去に関連商品の契約が UAE で登録されたことがない場合には、自社製品の登録商業代理店として UAE 内で活動することが可能となりました（2条2項）。

### ② 商業代理店契約の終了事由を拡大

旧代理店法においては、「重要な理由」（material reason）がない限り、商業代理店契約の解除や更新拒絶ができないとされていました。この「重要な理由」は特に定義されていないため、証明のハードルは極めて高く、実務上、多くの外国企業が UAE における商業代理店の登録を回避する理由の1つとなっていました。

新代理店法9条1項では、商業代理店契約の終了事由として、(i) 契約期間が満了した場合（但し契約終了前一定の期間内に解約予告が必要）、(ii) 商業代理店契約に定められた終了事由が発生した場合（但し一定の期間内に解約告知が必要）、(iii) 契約終了につき当事者の合意があった場合、(iv) 裁判所の命令その他新代理店法の規定による場合等を規定しています。このように、新代理店法においては、従来の解約の要件であった「重要な理由」に言及せず、当事者の解約権を拡大し、より合理的な解約を可能としています。

但し、この解約権の規定は、新代理店法の施行前から存在した登録商業代理店については施行日から2年経過後に適用されるものとされています。また、商業代理店が10年超登録されているか、又は投資額が100,000,000AEDを超える場合には、施行日から10年間は解約権の規定が適用されないこととされている点にも留意が必要です。

### ③ 仲裁による紛争解決

旧代理店法では、商業代理店に関する紛争は、商業代理店委員会によってのみ裁定され、その決定に対する不服申立ては UAE 裁判所が専属管轄を有していました。

新代理店法においても、依然としてまずは同委員会が審理にあたるものとされていますが、同委員会の裁定後、当事者は仲裁による紛争解決を選択することができ、さらには仲裁を UAE 国外で行うことを選択することが可能となりました。紛争解決手段として仲裁が選択された場合、商業代理店委員会の裁定は当事者及び仲裁人を拘束しません（新代理店法26条）。この改正は UAE において紛争解決の手段として仲裁に対する認知度が向上したことの現れと考えられ、大きな前進といえます。

なお、旧代理店法においては、契約終了に関する紛争が進行している間、登録商業代理人が関連登録製品に輸入禁止を課すことができるとされており、登録商業代理人が和解交渉において大きな影響力を有することのできる所以となっていました。しかし、新代理店法では、紛争が進行している間であっても、UAE 経済省の承認があれば、一時的に UAE での商品販売を継続することができることとされています。

## Client Alert

このように、新代理店法は旧代理店法を大幅に近代化させたものであり、このこと自体大変意義深いといえます。また、今回の改正は、UAE 経済を外国投資にさらに開放するという姿勢を示しており、今後 UAE に進出しようとする外国企業が商業代理店契約を締結する際に重要な意味を持つことは間違いありません。

新代理店法の実務的な適用関係については、追って施行規則が定める予定であり、引き続き注目していく必要があります。

パートナー 西尾 賢司  
☎ HCM+84-28-3622-2602/03-6266-8762  
✉ [kenji.nishio@mhm-global.com](mailto:kenji.nishio@mhm-global.com)  
アソシエイト 菊池 春香  
☎ 03-5293-4907  
✉ [haruka.kikuchi@mhm-global.com](mailto:haruka.kikuchi@mhm-global.com)  
アソシエイト 野々口 華子  
☎ 03-6266-8712  
✉ [hanako.nonoguchi@mhm-global.com](mailto:hanako.nonoguchi@mhm-global.com)

#### 14. 国際訴訟・仲裁：英国が調停に関するシンガポール条約に署名

2023年5月23日、英国が「調停に関するシンガポール条約」（シンガポール条約）に署名しました。国際取引における紛争解決手段として国際調停の人気の高まりを背景に、同条約の署名国が広がっており、日本においても、国内実施法である「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律」（条約実施法）が成立したことは [Client Alert 2023年5月号 \(Vol.113\)](#) でもお伝えしたとおりですが、国際調停に基づく和解合意に裁判所の判決と同等の執行力を与えるシンガポール条約は、国際取引に関与する企業の法務に大きな影響を及ぼすものです。

従前、日本を含むほとんどの国において、裁判外で行われる調停に基づく和解合意には、通常の契約と同じく執行力を伴いませんでした。つまり、一方当事者が和解合意に基づく義務を履行しない場合に他の当事者が強制執行を行うためには、改めて訴訟や仲裁を提起して判決や仲裁判断を得る必要がありました。

シンガポール条約は、この原則を覆し、主に以下の条件を満たす「国際的な和解合意」が調停を通じて成立した場合には、当該和解合意に執行力を認める（すなわち、判決や仲裁判断と同様に、和解合意に基づく強制執行を認める）点で、非常に画期的なものです<sup>9</sup>。

① 「国際的」な和解合意であること（(i)2 以上の当事者が異なる国に営業所を有する

<sup>9</sup> なお、各国におけるシンガポール条約の国内実施法によって、執行力が認められる和解合意の範囲が異なる点には留意を要します。例えば、日本の条約実施法においては、和解合意の当事者がシンガポール条約又は条約実施法に基づき和解合意を執行することに合意した場合に限り、和解合意に執行力が認められます（3条）。

## Client Alert

こと、又は、(ii)和解合意に基づく義務の実質的な部分が履行される国若しくは和解合意の対象である事項と最も密接な関係を有する国が、当事者が営業所を有する国と異なること)

- ② 「商事」に関する紛争であること（消費者紛争、家事紛争、労働紛争等は対象外）
- ③ 和解合意が書面（電磁的方法を含む）で締結されていること
- ④ 執行拒否事由（権利能力を欠く当事者によって和解合意が締結された場合等）に該当しないこと

なお、シンガポール条約は執行力に関するものであるため、契約や紛争の相手方の国籍ではなく、強制執行の対象となる財産等がどの国に所在するかが重要である点には注意を要します。例えば、日本企業とシンガポール条約未加盟の国の企業との間の国際調停で成立した和解合意であっても、強制執行の対象となる財産がシンガポール条約加盟国にあれば、財産所在国の裁判所は、シンガポール条約（の国内実施法）に基づき、原則として当該和解合意に基づく強制執行を認めることとなります。

英国の署名により、シンガポール条約の署名国は、米国、中国、インド等を含む 56 か国に上りました。国際調停の世界的な中心地の 1 つである英国の署名は、国際商事紛争の解決制度としての国際調停の存在感を一層高めるものと思われま

す。今後、契約交渉における紛争解決条項の作成や実際の紛争局面においては、国際調停の利用可能性や国際調停に基づく和解合意の執行力の有無に、十分な注意を払う必要があります。

パートナー 川端 遼

☎ 03-6266-8945

✉ [ryo.kawabata@mhm-global.com](mailto:ryo.kawabata@mhm-global.com)

アソシエイト 金 伽耶

☎ 03-6212-8306

✉ [kaya.kim@mhm-global.com](mailto:kaya.kim@mhm-global.com)

## 15. 国際通商：広島サミット後－G7 のロシア中国対抗枠組み・中国によるマイクロン製品調達禁止

2023 年 5 月 19 日から 21 日にかけて、G7 広島サミットが開催されました。そこで、ロシアの侵略戦争に関してウクライナを支援することや、デカップリングではなく、多様化、パートナーシップの深化及びデリスクングに基づく経済的強靱性及び経済安全保障へのアプローチにおいて協調すること等が、[首脳コミュニケ](#)に記載されました。

このうち、前者については、コミュニケ本文でも様々な分野にわたって言及されていますが、特に「ウクライナに関する G7 首脳声明」で、ロシアに対する措置の回避や迂回を阻止することを含めた、ロシアに対する制裁その他の措置を講じることが記載されています。これらを踏まえて、米国では、19 日、既存の制裁を回避・迂回してロシアの戦争遂行能力を維持していると考えられる個人や事業者等について、財務省及び国務

## Client Alert

省による SDN リスト (Specially Designated Nationals and Blocked Persons List) への追加、商務省による輸出管理規則 (Export Administration Regulations) におけるエンティティリストへの追加が行われました。日本も 5 月 26 日の閣議了解に基づき、制裁の回避や迂回に関係したロシア関係者の資産凍結、ロシア軍事関連団体への輸出禁止等の追加制裁を行っています。

後者について、コミュニケでは、中国とのデカップリングを行うものではないものの、経済的強靱性のために、デリスクング (リスク低減) 及び多様化が必要である旨が述べられています。そして、こちらは中国を名指しするものではないものの、経済的強靱性・経済安全保障について、「経済的強靱性及び経済安全保障に関する G7 首脳声明」も採択され、強靱なサプライチェーンやインフラの構築等グローバルな経済的強靱性の強化や、経済的威圧への対処等を含む、国際的なルール及び規範を損なう有害な慣行への対応を強化していくこと等が記載されました。

このような G7 の声明の後、中国政府は、日本の駐中国大使を呼び出して抗議したほか、国内の重要情報インフラ運営者はマイクロン製品を調達してはならない旨の措置を講じています。

今後も、欧米と中露との間で、それぞれ更なる措置が講じられる可能性もあり、引き続き最新の動向を注視する必要があるように思われます。

パートナー 東 陽介

☎ 03-6266-8599

✉ [yohsuke.higashi@mhm-global.com](mailto:yohsuke.higashi@mhm-global.com)

シニア・アソシエイト 井村 俊介

☎ 03-6266-8933

✉ [shunsuke.imura@mhm-global.com](mailto:shunsuke.imura@mhm-global.com)

## Client Alert

### セミナー情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『改正電気通信事業法・外部送信規律に関する勉強会』  
開催日時 2023年6月8日(木) 14:00~16:00  
講師 呂 佳叡  
主催 メディア開発委員会専門部会
  
- セミナー 『シティラボ東京×一般社団法人パーチュ・デザイン「グリーンビジネス実践 2023 オープンガイダンス【グリーンビジネスの社会的土台～イノベティブなビジネスが公正に活性化するグリーン社会に向けて】』  
開催日時 2023年6月8日(木) 18:30~20:00  
講師 高宮 雄介  
主催 シティラボ東京
  
- セミナー 『基礎から解説 非金融機関のための OFAC 規制』  
開催日時 2023年6月12日(月) 13:30~16:30  
講師 大川 信太郎  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『第5096回金融ファクシミリ新聞社セミナー「データセンターに係わる不動産投資の法的実務－投資ストラクチャー、DD・契約、デットファイナンスなど－』  
開催日時 2023年6月13日(火) 9:30~11:30  
講師 蓮本 哲  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『外国投資信託の組成、私募・公募、継続業務の法務と実務～外国投資信託の基礎から特定投資家私募制度に係る改正を含む最新トピックまで～』  
開催日時 2023年6月13日(火) 13:30~16:30  
講師 中野 恵太  
主催 株式会社金融財務研究会

## Client Alert

- セミナー 『第 5139 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「長期脱炭素電源オプションと水素・アンモニア混焼のポイント～環境価値の基本から脱炭素電源に関する最新動向まで～」』  
開催日時 2023 年 6 月 14 日（水）13:30～15:30  
講師 木山 二郎、塩見 典大  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
  - セミナー 『Q&A 形式で解説する、企業が直面している実務上の留意点とは？「自社は改正電気通信事業法（いわゆるクッキー等規制）の適用対象？」「実装方法は？」「他社はどうしてるの？」』  
開催日時 2023 年 6 月 14 日（水）14:00～15:00  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社インターネットイニシアティブ
  
  - セミナー 『金融機関における ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様別の整理～』  
開催日時 2023 年 6 月 16 日（金）10:00～12:00  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社セミナーインフォ
  
  - セミナー 『第 5144 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「セキュリティ・トークン・オファリング（STO）の法律実務～不動産 STO・社債 STO の最新動向を中心に～」』  
開催日時 2023 年 6 月 21 日（水）13:30～16:30  
講師 石橋 誠之  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
  - セミナー 【申込受付中】『今一度見直したい カルテル対応とリスク管理 – 再び活発化する執行への対応とコンプライアンス』（第 218 回ビジネスロー研究会）  
開催日時 2023 年 6 月 21 日（水）15:00～16:30  
講師 柿元 将希  
主催 森・濱田松本法律事務所
- 上記のセミナーにつきましては、※会員制ポータルサイト「[MHM マイページ](#)」にてお申込みを受け付けております（申込期限：2023 年 6 月 16 日（金））。  
※MHM マイページのご登録がお済みでない方は、[こちら](#)より新規登録の上でお申込みをお願いいたします。

## Client Alert

- セミナー 『第 5172 回金融ファクシミリ新聞社セミナー「上場会社の実務担当者が知っておくべき金融商品取引法の基礎—近時の改正動向も含めて—」』  
開催日時 2023 年 6 月 22 日（木）12:30～16:30  
講師 五島 隆文  
主催 株式会社 FN コミュニケーションズ
  
- セミナー 『FP が知っておくべき Web3・NFT・メタバース』  
開催日時 2023 年 6 月 23 日（金）19:00～20:00  
講師 増田 雅史  
主催 ファイナンシャル・プランナー三田会
  
- セミナー 『中国現地の労務管理のポイント～中国労務管理の特徴から新たに施行される個人情報保護法への対応も含めた最新トピックまで～』  
開催日時 2023 年 6 月 30 日（金）13:30～16:30  
講師 五十嵐 充  
主催 株式会社金融財務研究会
  
- セミナー 『【オンライン／会場】実務担当者のための日本・グローバルの個人情報保護規制入門講座』  
開催日時 2023 年 6 月 30 日（金）14:00～17:00  
講師 田中 浩之  
主催 一般社団法人企業研究会
  
- セミナー 『ChatGPT を含む生成系（ジェネレーティブ）AI 活用の法務実務～利用態様を踏まえた整理～』  
開催日時 2023 年 7 月 3 日（月）10:00～12:00  
講師 田中 浩之  
主催 株式会社金融財務研究会

## Client Alert

### 文献情報

<https://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『経営者保証に依存しない融資の考え方』(2023年3月刊)



出版社 株式会社銀行研修社  
著者 小田 大輔、山崎 良太(編著)、小川 貴大、荻野 績(執筆)

- 本 『株式交付の法務詳解 Q&A』(2023年3月刊)



出版社 株式会社商事法務  
著者 邊 英基、坂尻 健輔

- 本 『新・改正会社法セミナー 令和元年・平成26年改正の検討』(2023年3月刊)



出版社 株式会社有斐閣  
著者 澤口 実(編著)

- 本 『マンガでわかる! NFT ビジネス』(2023年4月刊)



出版社 株式会社宝島社  
著者 増田 雅史

- 論文 「〈実務問答会社法第72回〉外国通貨表示による連結計算書類・計算書類の作成」

掲載誌 旬刊商事法務 No.2323  
著者 若林 功晃



## Client Alert

- 論文 「ダークパターンに関する一考察(下)——欧米の規制からの示唆」  
掲載誌 NBL No.1237  
著者 岡田 淳、呂 佳叡、輪千 浩平
  
- 論文 「ODRの実装に関する国際動向——APEC ODR Collaborative Framework Workshop の開催を受けて」  
掲載誌 NBL No.1238  
著者 飯野 悠介
  
- 論文 「ダークパターンに関する一考察(補足)——ソーシャルメディアプラットフォームのインターフェイスにおける欺瞞的デザインパターンに関する EDPB ガイドライン」  
掲載誌 NBL No.1239  
著者 岡田 淳、呂 佳叡、輪千 浩平
  
- 論文 「企業法務最前線〈第254回〉GX推進法の概要とポイント」  
掲載誌 月刊監査役 747号  
著者 田井中 克之
  
- 論文 「今3月期有報からの適用開始に向けて サステナビリティ情報等の改正開示府令等のポイント」  
掲載誌 旬刊経理情報 No.1670  
著者 田井中 克之
  
- 論文 「「対話で学ぶ」「知らなきゃ困る」グローバル個人情報保護規制(7) 各国個人情報保護規制の地理的適用範囲と域外適用」  
掲載誌 会社法務 A2Z 2023年5月号  
著者 田中 浩之、蔦 大輔、北山 昇、市川 雄一
  
- 論文 「〈Robotics 法律相談室第93回〉言語生成AIに関する著作権法の問題とは」  
掲載誌 日経 Robotics 2023年5月号  
著者 岡田 淳、舘 貴也
  
- 論文 「カーブアウト M&A の現在地と留意点」  
掲載誌 MARR online 343号  
著者 佐藤 典仁

## Client Alert

- 論文 「【現場で役立つ】ベンチャーM&Aのバリュエーション、PMI、契約交渉実務のポイント」  
掲載誌 MARR Online 343号  
著者 石田 渉
- 論文 「事業承継の課題」  
掲載誌 太陽グラントソントンエグゼクティブ・ニュース 第241号  
著者 酒井 真
- 論文 「新潮流「web3」の分野横断的ルールメイキングの現場～ある弁護士分野横断的なキャリア形成～」  
掲載誌 中大法曹 第31号  
著者 増田 雅史
- 論文 「Mondaq Comparative Guides - Cybersecurity - Japan Chapter」  
掲載誌 Mondaq Comparative Guides - Cybersecurity 2023  
著者 田中 浩之、蔦 大輔、嶋村 直登
- 論文 「Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2023 (Q&A Resub + T&D) - Myanmar」  
掲載誌 Chambers Global Practice Guides Corporate M&A 2023  
著者 眞鍋 佳奈、ニルマラン・アミルタネサン、ウィン・ナイン、ジュリアン・バレンジー
- 論文 「Chambers Expert Focus Non-Japanese Alternative Investment Funds offered in Japan」  
掲載誌 Chambers Expert Focus  
著者 大西 信治、中野 恵太（共著）
- 論文 「The JCAA Interactive Arbitration Rules: A Settlement-Centered Approach to Arbitration」  
掲載誌 Kluwer Arbitration Blog  
著者 高松 レクシー

## Client Alert

### NEWS

<https://www.mhmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

- FT Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards 2023 において“Innovative Lawyers in Restructuring”を受賞するとともに、その他カテゴリーにおいても高い評価を受けました

Financial Times 主催の Innovative Lawyers Asia-Pacific Awards 2023 の授賞式が 2023 年 5 月 4 日に行われ、当事務所は、Innovative Lawyers in Restructuring を受賞しました。この受賞は、当事務所が代理人を務めたマレリホールディングス株式会社の事業再生事案において、事業再生 ADR 不成立後に簡易再生手続を利用して、事業再生 ADR で策定した再生計画と同内容の再生計画を短期間で成立させたことの革新性が評価されたものです。

また、当事務所および当事務所の弁護士は以下の各賞において高い評価を受けました。

- ・ Innovation in Digital Legal practice: Standout

“NOEL” – using legal tech to generate new revenues and enhance our reputation for public M&A expertise

FT Report: [Business of law: best practice in legal work | Financial Times \(ft.com\)](#)

- ・ Innovative Lawyers in Deal Making: Standout

Take-private transaction innovation for the successful acquisition by KKR of Hitachi Transport System (Japan's largest M&A deal in 2022)

FT Report: [Practice of law: best practice in legal work | Financial Times \(ft.com\)](#)

- ・ Innovative Practitioner: Commended

川端 遼

FT Report: [Boldness pays off for top legal practitioners | Financial Times \(ft.com\)](#)

- Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 において高い評価を得ました

Benchmark Litigation Asia-Pacific 2023 年版において、当事務所および当事務所のバンコクオフィス（Chandler MHM Limited）がすべての分野において高い評価を受けました。さらに当事務所の 4 名の弁護士が高い評価を受けております。詳細は Benchmark Litigation のウェブサイトに掲載されております。

### 分野

#### JAPAN

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ International arbitration

## Client Alert

- ・ White collar crime

### THAILAND

- ・ Commercial and transactions
- ・ Intellectual property
- ・ Trade and customs
- ・ Government and regulatory
- ・ Labor and employment

### 弁護士

#### JAPAN

- ・ Commercial and transactions

Litigation Star : 関戸 麦

- ・ Intellectual property

Litigation Star : 三好 豊

- ・ White collar crime

Future Star : 山内 洋嗣

#### THAILAND

- ・ Commercial and transactions

Litigation Star : ナティー・シーラチャルアン

- [Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023](#) にて受賞しました  
Benchmark Litigation Asia-Pacific Awards 2023 の JURISDICTIONAL AWARDS  
において、当事務所は JAPAN FIRM OF THE YEAR を受賞しました。  
詳細は Benchmark Litigation のウェブサイトに掲載されております。
- [ALB Japan Law Awards 2023](#) にて当事務所の弁護士が Individual Categories においてファイナリストに選出されました  
トムソン・ロイターグループの国際的法律雑誌である ALB (Asian Legal Business)による ALB Japan Law Awards 2023 において、当事務所は Firm Categories16 部門、Deal Categories16 部門においてファイナリストに選出され、Individual Categories においては以下の弁護士がファイナリストに選出されました。  
詳細は、下記の ALB ウェブサイトのリンクをご覧ください。
  - ・ Dealmaker of the Year : 藤原 総一郎
  - ・ Dispute Resolution Lawyer of the Year : 辰野 嘉則

## Client Alert

- ・ Foreign Lawyer of the Year : ダニエル・アレン
- ・ Young Lawyer of the Year (Law Firm) : 中野 玲也
  
- ALB Asia IP Rankings 2023 において高い評価を得ました  
Asian Legal Business (ALB) 2023 年 5 月号の Asia IP Rankings 2023 において、当事務所は Japan Domestic の Patents 部門および Copyright & Trademarks 部門において高い評価 (Tier 1) を得ました。
  
- Asia Business Law Journal による Indonesia's Top 100 Lawyers 2023 にてアバディ・ティスナディサストラ 弁護士が選出されました  
Asia Business Law Journal 誌による Indonesia's Top 100 Lawyers 2023 において、当事務所ジャカルタオフィス (ATD Law in association with Mori Hamada & Matsumoto) のアバディ・ティスナディサストラ 弁護士が選出されました。
  
- 山岸 良太 弁護士が「旭日中綬章」を受章しました  
令和 5 年春の叙勲受章者が発表され、日本弁護士連合会副会長、第二東京弁護士会会長などを歴任した山岸 良太 弁護士が旭日中綬章を受章いたしました。
  
- 芳川 雄磨 弁護士が慶應義塾大学大学院法務研究科 助教 (有期) に就任しました
  
- 岡田 淳 弁護士が内閣府「AI 戦略会議」構成員に就任しました
  
- 松井 秀樹 弁護士が日本台湾法律家協会 理事に就任しました
  
- 蔦 大輔 弁護士が経済産業省 サイバー攻撃による被害に関する情報共有の促進に向けた検討会 委員に就任しました
  
- 上村 哲史 弁護士が日本弁護士連合会 司法修習委員会 委員長に就任しました

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhm-global.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com